

第10回 熊本市駐車場適正配置検討委員会

令和7年10月

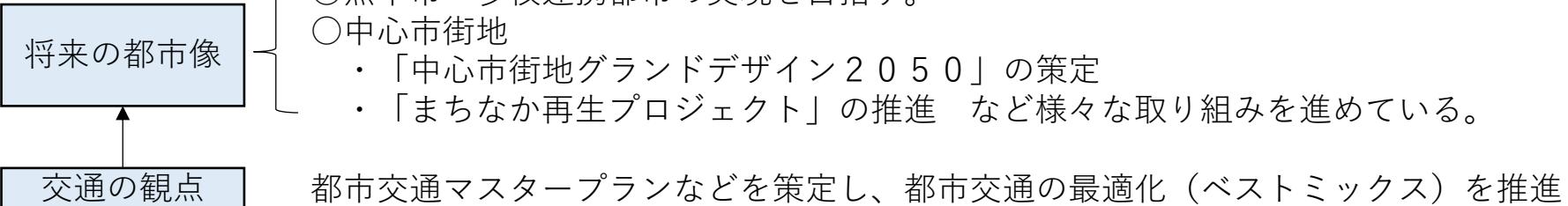
熊本市
市街地整備課

次第

1. まちなか駐車場適正化計画について
2. 前回委員会の振り返り
3. 計画の現状について
4. その他報告
5. 今後のスケジュール

1. まちなか駐車場適正化計画について

1. まちなか駐車場適正化計画について



まちなか駐車場適正化計画

○本計画の法的な位置づけ

- ・駐車場法第4条に基づく駐車場整備地区における路外駐車場の適正配置等に関する計画

○目標年次

- ・令和12年（2030年）

○役割

- ・『だれもが移動しやすく歩いて楽しめるまち』の実現に向けて、駐車場の観点から都市交通の最適化（ベストミックス）を推進。
- ・駐車場を「コントロール（総量と配置の適正化）」し、これからのまちづくりに活かすための方針等を示す。

基本方針①

「土地利用」の視点

～駐車場（土地）の有効活用と効率的で安全な配置により、地域経済活性化等に活かす～

平面駐車場からの土地利用転換を図る財政支援制度



基本方針②

「交通円滑化」の視点

～駐車場利用（自動車利用）の最適化を図り、交通円滑化に活かす～



基本方針③

「使い方」の視点

～駐車場等の多様な利活用を促進し、誰もが安心して訪れる環境の整備に活かす～

障がい者等用駐車場



1. まちなか駐車場適正化計画について（基本方針に基づく駐車場整備の具体的な取り組み）

駐車場を「コントロール（総量と配置等を適正化）」し、これからのもちづくりに活かすため、

3つの基本方針に基づき 8つの施策を推進

課題やニーズ

都市のスポンジ化

- まちなかでは望ましくない、低未利用な土地利用
- 平面駐車場等の、非効率な駐車場整備

歩行環境悪化

- 出入口が多く、歩行者との輻輳が多い駐車場
- 中心部へ多く整備されたことによる、自動車の流入

交通渋滞

- 過度な自動車交通への依存
- 特定の駐車場に集中し、入庫待ち渋滞が発生

多様なニーズ等への対応

- 高齢者や障がい者等が安心して訪れられる環境
- 荷さばき、観光バス乗降等の円滑化

基本方針と施策

基本方針①「土地利用」の視点

駐車場（土地）の有効活用と効率的で安全な配置により、地域経済活性化等に活かす

施策A. 平面駐車場等からの土地利用転換を図る

施策B. 集約駐車施設（立体駐車場）の整備を促進する

施策C. 個別建築物毎に整備されている附置義務駐車施設を外縁部に集約する

施策D. それでも残る駐車場については、歩行者に配慮した構造とする

基本方針②「交通円滑化」の視点

駐車場利用（自動車利用）の最適化を図り、交通円滑化に活かす

施策E. 駐車場利用を分散化させる（平準化する）

施策F. 来街者の公共交通離れに歯止めをかける

施策C. 個別建築物毎に整備されている附置義務駐車施設を外縁部に集約する

基本方針③「使い方」の観点

駐車場等の多様な利活用を促進し、誰もが安心して訪れられる環境の整備に活かす

施策G. 既存の駐車スペース等の使い方を変える

施策H. それでも残る路上駐車等については、別途受け入れ環境を整備する

1. まちなか駐車場適正化計画について（実施スケジュール）

本計画の計画期間は10年間（令和3年度～令和12年度）とする。

R7年度は事業進捗等評価年度のため、これまでの取り組みについて評価を実施する。

実施時期		施策
R2 ↓ 実施 (~R4.10)	実施 (~R4.10)	A-1 低未利用地等からの土地利用転換に対する財政支援
		C-3 駐車場を集約化することで容積率を割り増す
		G-3 共同荷さばき駐車場等を整備することで容積率を割り増す 附置義務条例の改正・都市再生整備計画の策定・新条例の策定
		A-2 附置義務駐車場からの転換を可能とする
		C-1 附置義務駐車施設を外縁部に集約
		C-2 附置義務駐車施設の隔地距離の緩和
		D-1 小規模駐車場の構造を整序化
		F-1 公共交通利用促進措置等による附置義務台数の緩和
		G-1 荷さばき駐車場、障がい者等用駐車場の整備促進
		G-2 駐車場の整序化に併せ、荷さばき駐車場等の確保を促す
R7 ↓ 検討中	検討中	G-4 駐車場の多様な使い方を促進する
		H-1 荷捌き等のルール化（場所・時間限定等）の推進
		E-1 共通駐車券の導入に向けた動き
R7		事業進捗評価
R12 ↓ 今後 検討予定	今後 検討予定	E-2 さらに回遊性を高めるための共通駐車券の研究
		H-2 銀座通り等における観光バス乗降場の整備
		B-1 集約駐車施設の財政支援
		E-3 プラットフォームの構築に向けた研究

2. 前回委員会の振り返り

2. 前回委員会振り返り（令和7年3月）

既存立体駐車場活用について

- 共通駐車券、満空情報表示（料金や満空情報をスマホ等で周知する仕組みや、既存システムを統合したポータルサイト）などを通じて駐車場利用の平準化と渋滞緩和を図る戦略が求められる
- 新しいサービス導入（チャリチャリ）での行動変化を踏まえた戦略と施策への反映が必要

今後の検討事項

荷捌き等のルール化（場所、時間帯等）の推進について

- 荷捌きの運用について他都市の事例も含め、通行量や時間帯の実態、他の通りについても継続して調査・検討の必要がある
- 人通りの多い夜間の通りでは時間制限などの工夫も検討すべき
- 歩道を塞ぐ路上駐車の多さも問題であり、歩行者の安全確保のために改善策の検討が必要

5. 今後の調査スケジュール

※関連事項
4. 報告事項③
標準条例の改正について

事業進捗評価について

- 数値目標だけでなく利用者アンケートによる意見収集が必要
- 駐車料金や障がい者用駐車場の分布変化も調査項目として考えられる
- 目標値は市場の状況に応じて見直してよいのではないか
- 施策評価において、当初の評価軸に固執せずカウントの仕方を柔軟にすべき（土地利用換は行政支援がなくとも進んでいるなど）
- 市庁舎の建替えの影響を踏まえて駐車場施策の検討を進める必要がある

3. 計画の現状について

5. 今後の調査スケジュール

2. 前回委員会振り返り（審議の整理と共有）

施策C. 個別建築物毎に整備されている附置義務駐車施設を外縁部に集約について

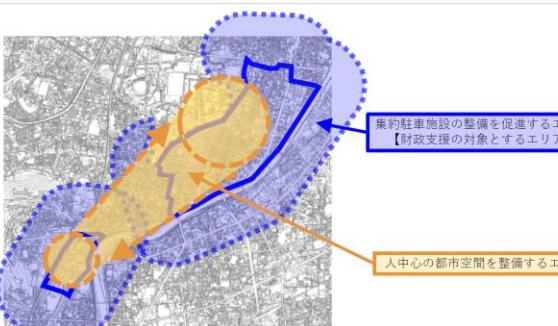
第7回から第9回委員会にて外縁部の駐車施設の施策に関して審議



審議を踏まえ、外縁部の概念を明確化

エリアのイメージ(第7回委員会)

- まちなかから概ね500mのエリア（附置義務駐車場を隔てるエリア）から。
- 人を中心とした都市空間を整備するエリアを除いたエリアを財政支援の対象とする方針とします。
- 具体的なエリアについては、次回以降の委員会にて示す予定です。



歩行者優先エリア(第9回委員会)

- 中心市街地での人の移動について、上位概念が必要であり、歩行者優先エリアをどううものと考えているか
- 熊本市中心市街地ウォーカブルビジョンを候補・策定（R7.3策定）
- 多様な人々が開かれた空間で居心地よく快適に過ごせるまちとして（「くる・つかう・つなぐ」）の対応の方向性を示している。

【目的】
中長期的な視点で中心市街地の目標まちの姿と方向性を示したもの。

【目指すウォーカブルなまちの姿】



【対応の方向性】

- くる 安心して快適に過ごせるまちなか
- つかう 多様な過ごし方ができるまちなか
- つなぐ 快適に移動できるまちなか

【重点エリア（=歩行者優先エリア）】

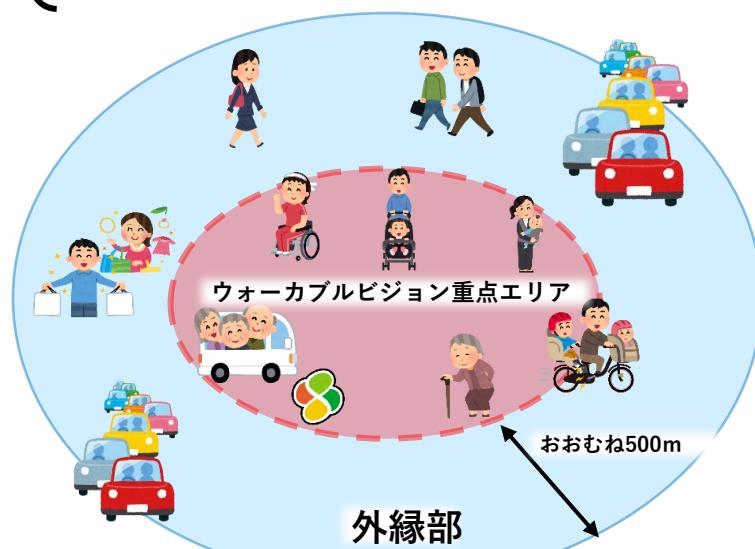
- ・ 人を中心としたニーズやポテンシャルが高いエリア
- ・ アーケードや花壇広場を軸に人を中心とした空間をひろげていくよう地域とともに検討を進める



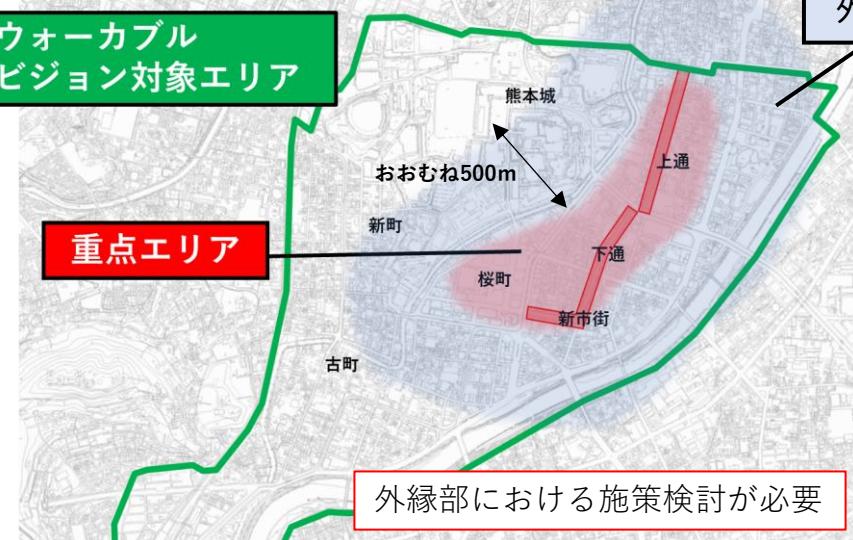
18

まちなか駐車場適正化計画における外縁部とは...

『ウォーカブルビジョン重点エリアの縁からおおむね500m以内の範囲』とする



ウォーカブル ビジョン対象エリア



外縁部

3. 計画の現状について

R7年度は事業進捗評価年度

■第10回委員会（本日）

- ・計画の現状を把握し、指標・検証値について評価
(中間報告)



■第11回委員会（R8年2～3月開催予定）

- ・事業進捗評価
- ・計画見直しの骨子案の提示（議論）

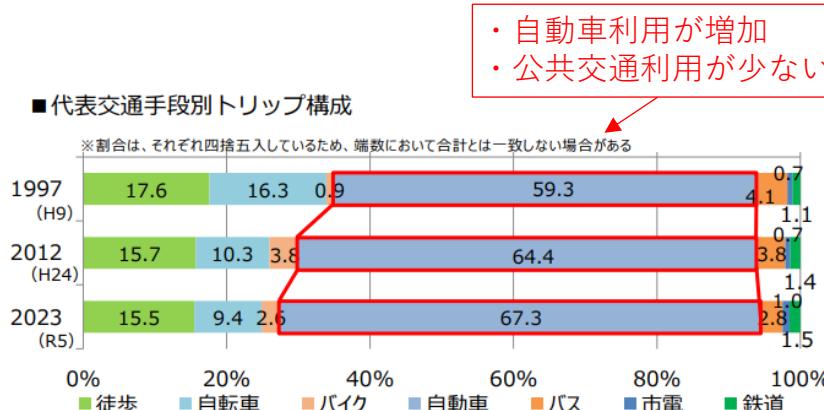


■R8年度

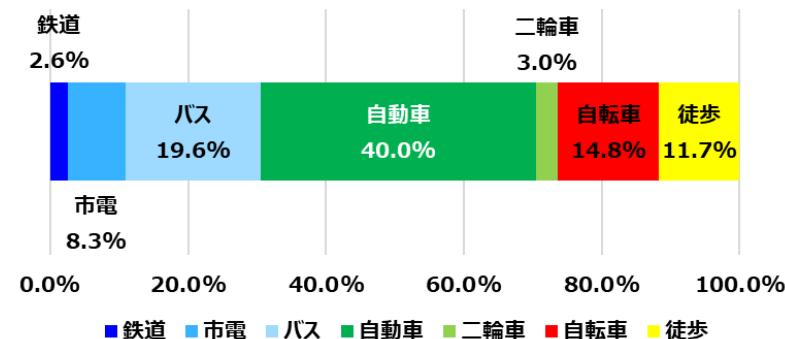
- ・計画見直しの素案確定（4月～5月予定）
- ・議会報告（6月予定）
- ・パブコメ（7月～9月予定）

3. 計画の現状について

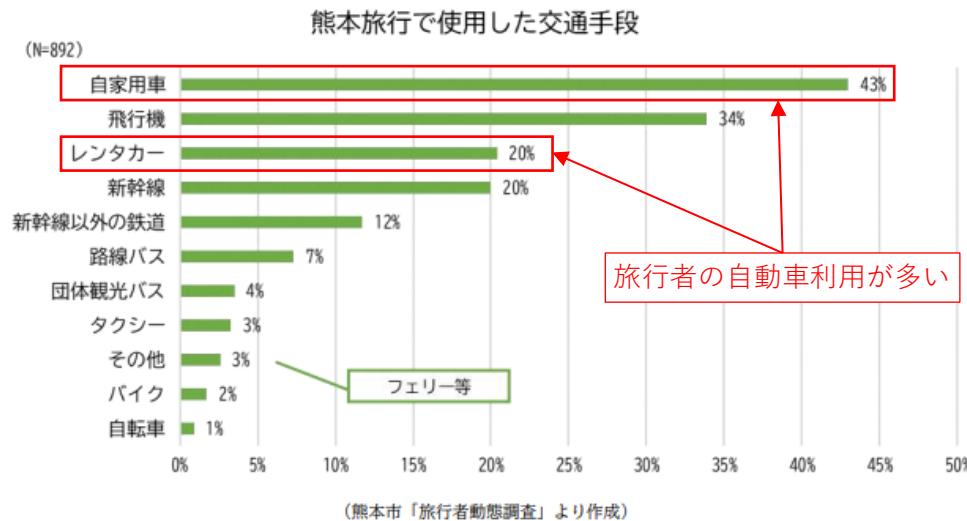
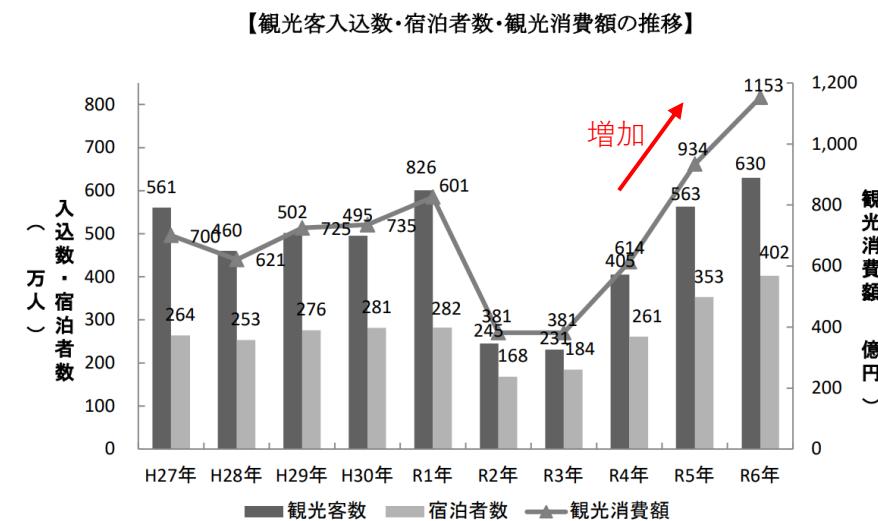
■公共交通利用について



【R5調査】「通町筋・桜町周辺地区」を発着地とした移動を抽出
地区内⇒地区外 交通手段分担率



■旅行者の増加



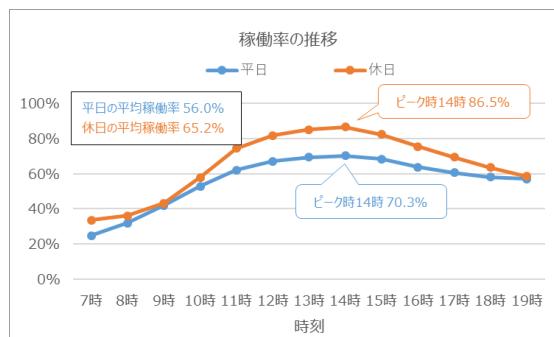
3. 計画の現状について

■駐車場に関するデータ

○駐車場の分布状況（R元年度調査結果）

	調査対象地区計		A. 通町筋・桜町地区		B. 新町・古町地区		C. 新町・古町地区		D. 熊本駅周辺地区	
	利用可能台数	箇所数	利用可能台数	箇所数	利用可能台数	箇所数	利用可能台数	箇所数	利用可能台数	箇所数
計	30,218	1,729	17,643	651	3,260	281	3,960	405	5,355	392
時間貸	15,971	384	12,900	224	592	50	803	58	1,676	52
事業者	2,351	284	1,264	110	478	64	279	50	330	60
店舗	3,562	331	1,404	116	692	53	492	85	974	77
月極	4,448	423	1,059	112	628	61	1,582	132	1,179	118
その他	3,886	307	1,016	89	870	53	804	80	1,196	85
構造別										
立体	13,398	136	11,409	95	672	17	230	9	1,087	15
平面	16,820	1,593	6,234	556	2,588	264	3,730	396	4,268	377

○駐車場の稼働状況（R元年度調査結果）



地区名	調査日	地区全体	
		日平均満空率(%)	ピーク時(%)
A. 通町筋・桜町地区	平日	53.9	67.9
	休日	63.0	86.5
B. 新町・古町地区	平日	61.8	75.5
	休日	44.0	58.9
C. 新町・古町地区	平日	68.3	89.6
	休日	54.1	72.3
D. 熊本駅周辺地区	平日	66.0	81.2
	休日	85.5	94.9
調査対象地区	平日	56.0	70.3
	休日	65.2	86.5

■附置義務届出件数について

【計画策定時の想定】

R4.10.1～R8.3.31の3年半で11件を想定

【現状】

R4.10.1～R7.9.30の3年で13件

想定と同規模の附置義務の届け出があり、届け出件数減少による検証値への影響はないと考えられる。

13件の内訳

(ホテル7件(複合2件含む)、共同住宅4件(複合1件含む)、結婚式場1件、有料老人ホーム1件)

⇒旅行者増によるホテル需要の高まり

【駐車場分布調査】

- ・R7年8月～9月で実施済
- ・現在集計中
⇒今年度中に報告予定

【駐車場稼働状況調査】

- ・R7年11月に実施予定
(立体駐車場13箇所、平面駐車場79箇所)
⇒今年度中に報告予定

3. 計画の現状について

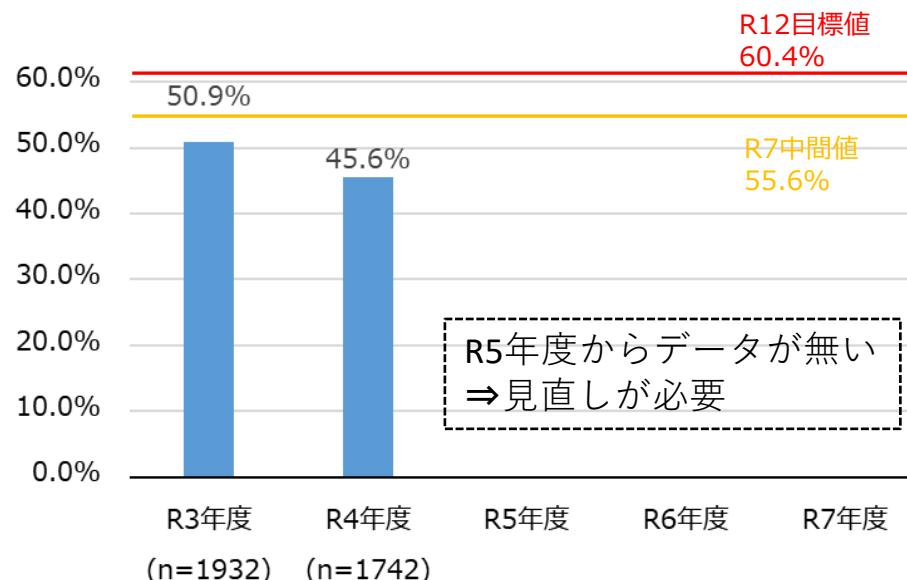
本計画の目的

- 地域経済の活性化
- 交通円滑化、歩行環境の改善
- 誰もが安心して訪れられる環境の形成

指標・施策の検証値の設定

- 「だれもが移動しやすく歩いて楽しめるまち」の実現に向けて、各施策を総合的に推進。
- 施策の効果を検証するため、指標を設定し、各施策の具体化に合わせて、進捗管理のための検証値を設定。
- 事業進捗の評価は5年ごとに実施し、必要に応じて見直し。

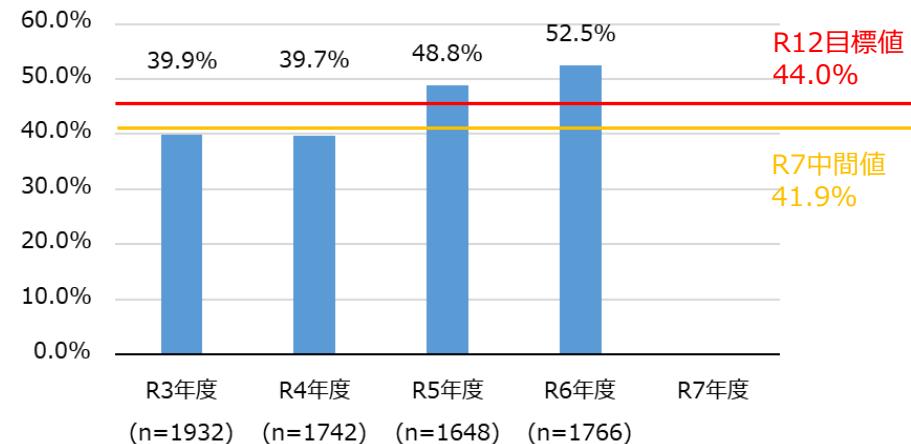
■都市基盤が充実して安心・快適と感じる市民の割合



(1) 指標について

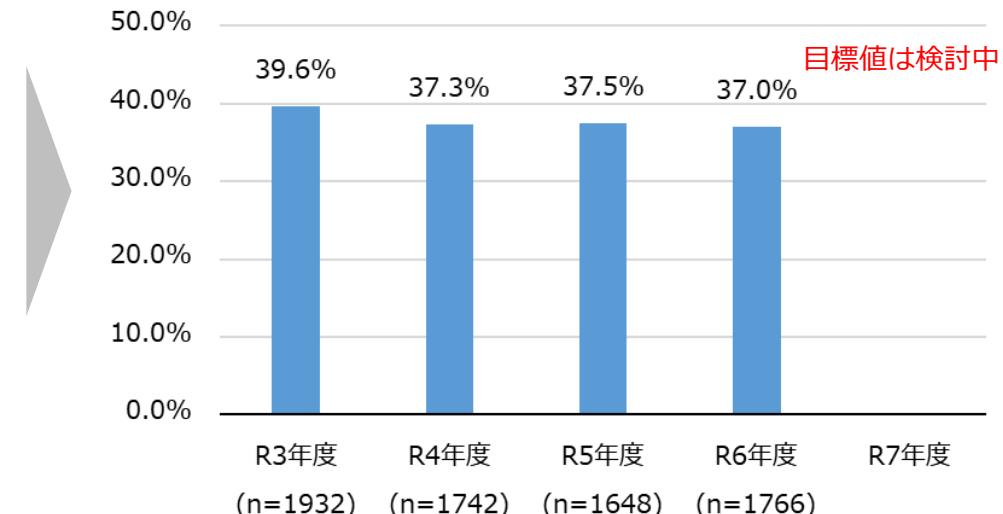
■中心市街地にぎわいがあると感じる市民の割合

- R7中間値、R12目標値を共に超えており、順調に推移



(見直し案)

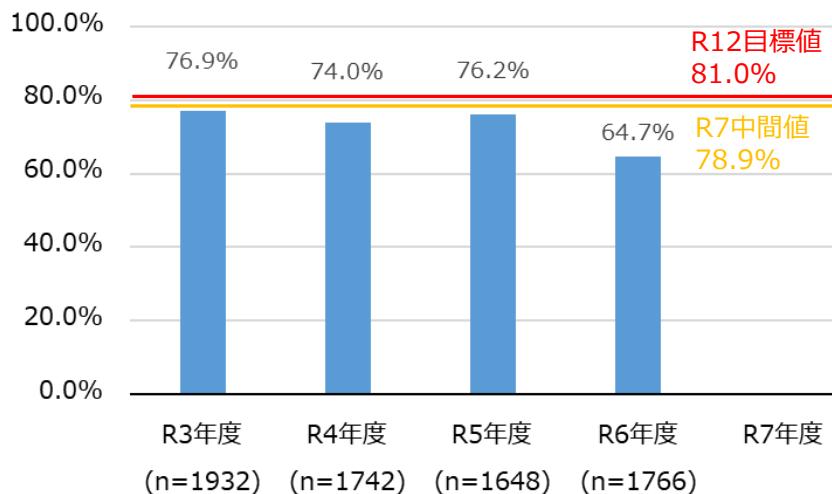
「中心市街地が、安全で快適に歩行し滞在できると感じる市民の割合」



3. 計画の現状について

■本市に住み続けたいと感じる市民の割合

- 中間値の達成が難しい状況



第8次総合計画「ビジョン1 こどもが輝き、若者が希望を抱くまち」の施策1-4「まちを支える人材の確保・育成」の成果指標となっているが、R7年度での達成が困難であるため、まずは当初設定した指標となるよう取り組んでいく。

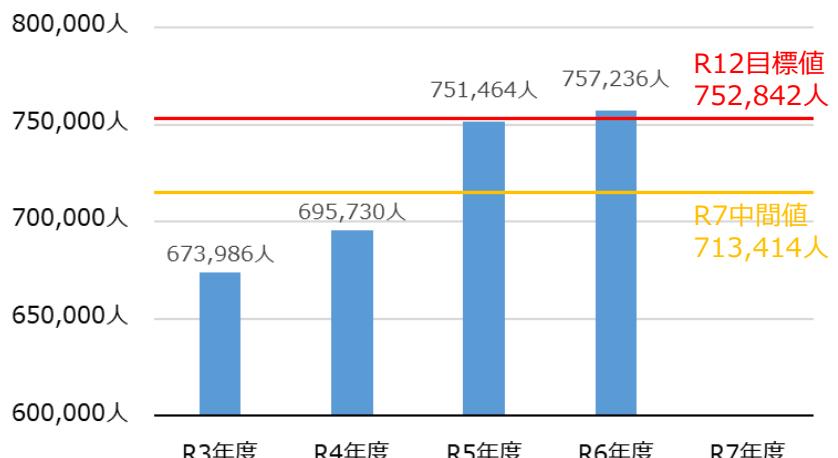
【参考】

- 第8次総合計画成果指標

R9年度：84.0%、R13年度：94.0%

■中心市街地の歩行者通行量（中心市街地32地点、熊本駅前4地点の合計）

- R7中間値、R12目標値を共に超えており、順調に推移



R6年度時点で、R12目標値を達成しているため、目標値を第8次総合計画に合わせて修正
※R6～R9：年4%増、R10以降：年0.5%増

	当初	変更（案）
中間値 (R7)	713,414人	779,196人
目標値 (R12)	752,842人	837,482人

3. 計画の現状について

(2) 検証値について

検証値（赤：未達成見込み、青：達成済み）

施策	評価項目	当初	現況 (R7.9)	中間 (R7)	目標 (R12)
○平面駐車場からの土地利用転換を図る					
低未利用地からの土地利用転換（財政支援）	平面駐車場等の減少数	0箇所	9箇所	8箇所	15箇所
附置義務駐車場からの利用転換を可能とする 附置義務条例の見直し	附置義務駐車場台数の減少数	0台	62台	92台	223台
○個別建築物毎に整備されている附置義務駐車施設を集約する					
附置義務駐車施設の集約	附置義務駐車場台数の減少数	0台	62台	92台	223台
附置義務駐車施設の隔地距離の緩和	〃	0台	62台	92台	223台
○歩行者等に配慮した駐車場の構造とする					
小規模駐車場の構造を整序化する	安全性等に配慮した駐車場の箇所	0箇所	15箇所	40箇所	170箇所
○来街者の公共交通離れに歯止めをかける					
公共交通利用促進措置等による附置義務台数の緩和	公共交通利用促進策実施事業者数	0事業者	0事業者	5事業者	11事業者
○既存の駐車スペース等の使い方を変える					
荷捌き駐車場、障がい者等用駐車場の整備促進	障がい者等用駐車場整備箇所数	0台	44台（うち任意33台）	9台	23台
	荷捌き駐車場整備箇所数	0台	2台（任意）	11台	26台
駐車場整備地区内の路外駐車場の台数			当初 19,390台	中間（R7） 17,845台	目標（R12） 16,300台

3. 計画の現状について

検証値①【平面駐車場等の減少数】

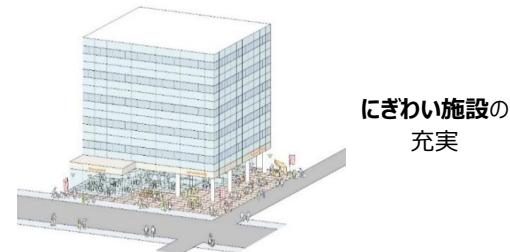
施策	評価項目	当初	現況 (R7.9)	中間 (R7)	目標 (R12)
○平面駐車場からの土地利用転換を図る					
低未利用地からの土地利用転換（財政支援）	平面駐車場等の減少数	0箇所	9箇所	8箇所	15箇所

【低未利用地からの土地利用転換（財政支援）】

まちの防災力・活力の低下



災害に強く、まちの活力を生む建築物への建替え



【宅建協会へのアンケートより抜粋】

Q どのような条件が揃えば土地利用転換が進むか

- ・借入金利を低くする。
⇒まちなか再生プロジェクトで専用融資(利子補給)
- ・平面駐車場オーナーへ利活用の勉強会を設ける。

【まちなか再生プロジェクト（財政支援）の実績】

平面駐車場からの建替え件数 **9箇所**

内訳：ホテル5箇所、事務所2箇所、飲食店2箇所

- ・平面駐車場からの建替え件数（財政支援有）は9箇所であり、そのうち5箇所はホテルになっている。
- ・まちなかでは財政支援を伴わない土地利用の転換も進んでいる。
- ・平面駐車場からの建替え件数（財政支援の有無に限らない）は、現在調査中。
⇒エリア毎に分析し第11回委員会にて報告を行う。
- ・評価項目の見直し案：平面駐車場からの建替え件数（財政支援の有無に限らない）

3. 計画の現状について

検証値②【附置義務駐車場台数の減少数】

施策	評価項目	当初	現況 (R7.9)	中間 (R7)	目標 (R12)
○平面駐車場からの土地利用転換を図る ○個別建築物毎に整備されている附置義務駐車施設を集約する					
附置義務駐車場からの利用転換を可能とする附置義務条例の見直し、集約、隔地距離の緩和	附置義務駐車場台数の減少数	0台	62台	92台	223台

【附置義務駐車場からの利用転換を可能とする附置義務条例の見直し】

算定対象面積3,000m²の事務所ビルの場合

条例改正前

10台分の整備が必要
(原単位300m²)



条例改正後

5台分の確保が必要
(原単位600m²で試算)



余ったスペースを
備蓄倉庫等へ
有効活用



【附置義務駐車施設の集約、隔地距離の緩和】

条例改正前



原則、建物敷地内に整備

条例改正後



市が指定する集約駐車施設
または外縁部の立体駐車場
(概ね500mまで)に確保

目標値の設定：条例改正による、想定の建替え件数に基づく附置義務駐車場台数の減少数（旧条例台数－新条例台数）

- 緩和（整備台数<旧条例の台数）を活用した案件：13件中5件
- 緩和により減少した駐車場の台数：30台

+

- 附置義務駐車場算定台数のうち、
隔地駐車場となっている台数：32台

= 62台

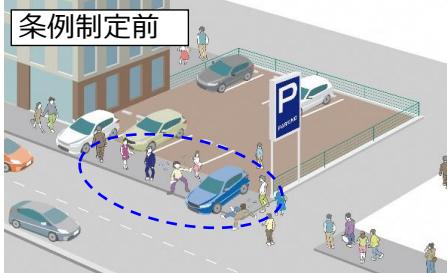
- 建築士会・事務所協会へのアンケート結果より改正を知らない、条例自体を知らないと回答した人は全体の85%であり、条例改正に関する認知度が低い。
- 附置義務届出の13件中5件は緩和措置を活用しており、一定の効果はあったものの、旧条例より多く駐車場を整備している事例も多いため、条例の再周知や、緩和措置の活用事例の発信が必要と考えられる。

3. 計画の現状について

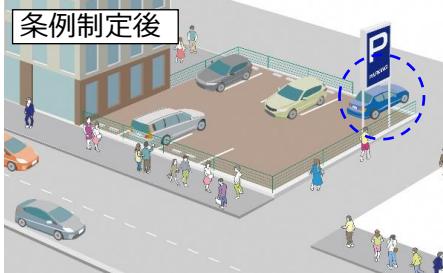
検証値③【安全性等に配慮した駐車場の箇所数】

施策	評価項目	当初	現況 (R7.9)	中間 (R7)	目標 (R12)
○歩行者等に配慮した駐車場の構造とする					
小規模駐車場の構造を整序化する	安全性等に配慮した駐車場の箇所	0箇所	15箇所	40箇所	170箇所

【小規模駐車場の構造を整序化する】



自動車の出入が多く、歩行者との交錯が多く発生し危険



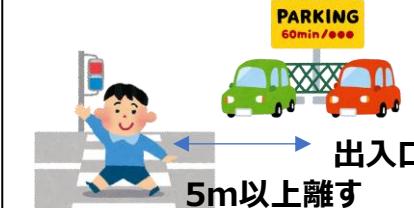
自動車の出入口を減らし、歩行者の少ない通りに設置することで、安全性向上

目標値：500m²以上の届出件数と、50m²以上の駐車場の設置状況から将来の届出件数を想定

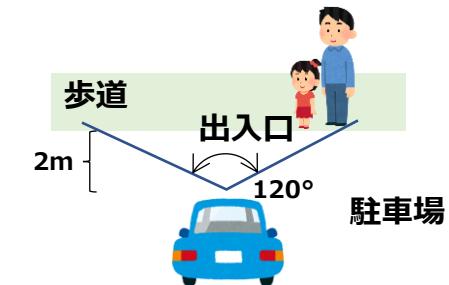
【駐車場協会へのアンケート結果】制度の認知度は100%

基準のイメージ（路外駐車場配置等基準）

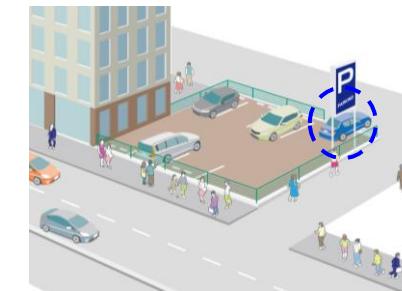
■駐車場法の出入口基準



■+aの出入口基準



出入口を集約



- ・想定よりも届出が必要となる案件（新築または既存の改修）が少ない。
- ・変更に係る場合は届出が必要であるということを事業者へ周知する必要がある。
- ・現在の検証値では安全性に課題のある駐車場の件数を把握することは難しいため、評価項目の見直しが必要。
- ・**評価項目の見直し案：安全性に課題のある駐車場の割合**
※なお、安全性に課題のある駐車場の割合については現在調査中であり、第11回委員会にて報告を行う。

3. 計画の現状について

検証値④【公共交通利用促進策実施事業者数】

施策	評価項目	当初	現況 (R7.9)	中間 (R7)	目標 (R12)
○来街者の公共交通離れに歯止めをかける					
公共交通利用促進措置等による附置義務台数の緩和	公共交通利用促進策実施事業者数	0事業者	0事業者	5事業者	11事業者

【公共交通利用促進措置等による附置義務台数の緩和】

公共交通利用促進を行うものは附置義務駐車施設の必要台数を低減できる。

公共交通利用促進のイメージ

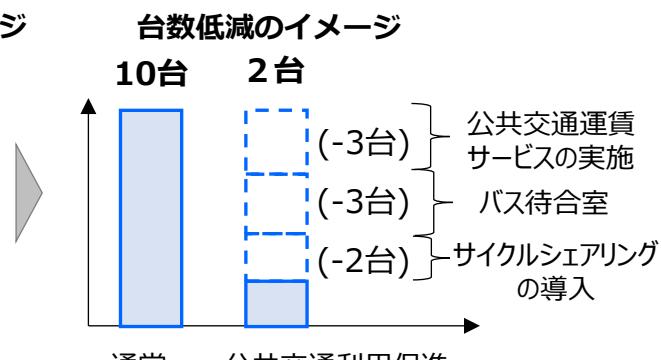
買い物に応じた運賃サービス



バス待合室を整備



サイクルシェアリングの導入

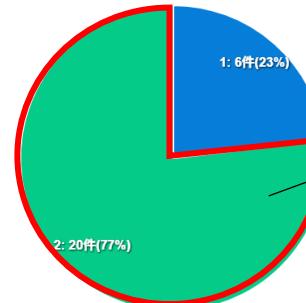


自動車および
駐車場利用の減少

目標値：建替えが予想される老朽建築物
(事務所・商業施設) のうち
半数が利用するものとして設定

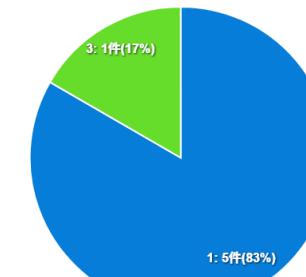
【建築士会・建築士事務所協会へのアンケートより抜粋】

公共交通利用促進等による附置義務台数の緩和の認知度について



公共交通利用促進措置等による附置義務台数の緩和制度を知らないと回答した人は全体の77%(20件/26件)

活用実績がない理由



制度を知っている人でも活用実績は0
その理由のほとんどは
緩和を必要とする案件がないため

- 制度に関する認知度が低い。

- 緩和を必要とする案件がないという回答がほとんどであった。

- 制度の再周知が必要。

3. 計画の現状について

検証⑤【障がい者等用駐車場整備箇所数、荷捌き駐車場整備箇所数】

施策	評価項目	当初	現況 (R7.9)	中間 (R7)	目標 (R12)
○既存の駐車スペース等の使い方を変える					
荷捌き駐車場、障がい者等用駐車場の整備促進	障がい者等用駐車場整備箇所数	0台	44台（うち任意33台）	9台	23台
	荷捌き駐車場整備箇所数	0台	2台（任意）	11台	26台

【障がい者等用駐車場整備箇所数、荷捌き駐車場整備箇所数】



歩道に乗り上げ、路上で荷捌きを行う。



荷捌き駐車場を整備し、路上での歩行者の安全性が向上。

目標値：建替えが予想される老朽建築物（事務所・商業施設）が条例に基づいて整備するものとして設定

【宅建協会へのアンケートより抜粋】

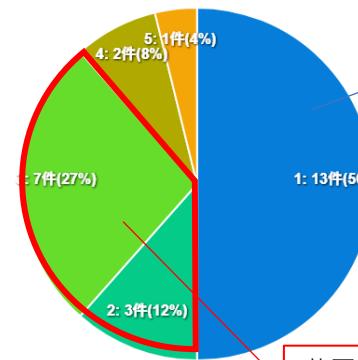
Q 荷捌き駐車場の必要性を感じる理由

- ・頻繁に配送車両が駐車禁止エリアに停まるので危険
- ・宅配便が以前より増え、宅配便の駐車滞在時間が増えている
- ・一時駐車が多く、危険

【建築士会・建築士事務所協会へのアンケートより抜粋】

荷捌き駐車場が必要と思う用途について

※現在、百貨店その他店舗、事務所の用途に供する部分の床面積の合計が3000m²を超える建築物に附置義務適用



百貨店その他の店舗13件 (50%)

共同住宅3件 (12%)
料理店、飲食店、バーなどの複合ビル7件 (27%)

- ・現在の附置条件以外の用途にも荷捌き駐車場が必要と回答した人は全体の39% (10件/26件)

- ・荷捌き駐車場の附置義務が適用される物件が少ない。
- ・荷捌き駐車場に関して国の標準条例改正などの動きがある。⇒その他報告②標準条例の改正について
- ・荷捌き駐車場の整備によりまちなか再生プロジェクトの容積率割増が受けられることを周知する。

4. その他報告

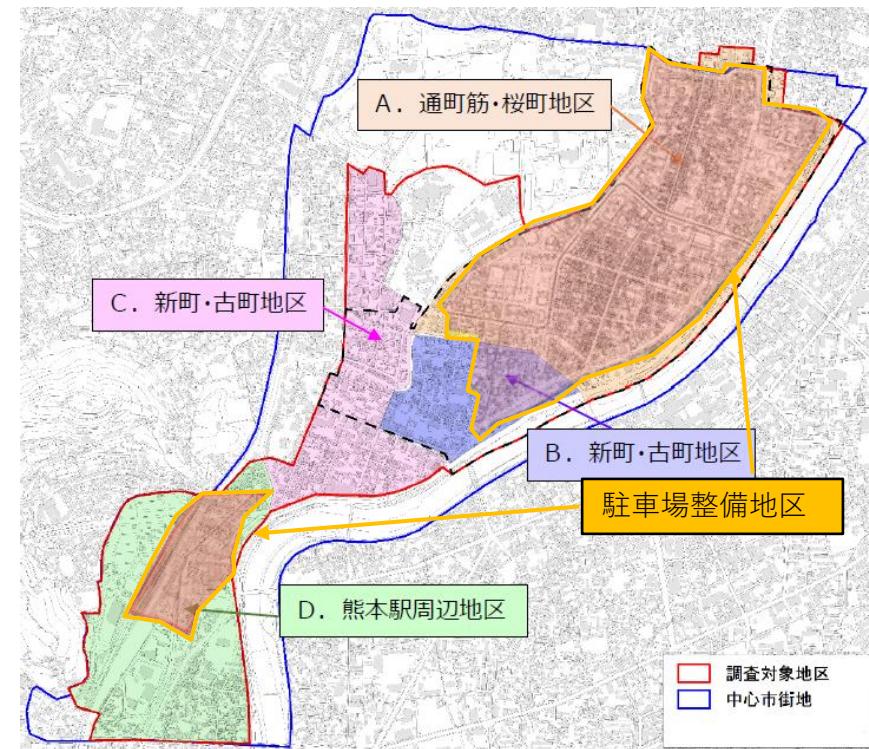
- ① 分布状況調査速報値（9月末時点）
- ② 標準条例の改正について

■ 地区毎の駐車場台数・箇所数比較

地区		R元年度調査時	速報値(R7調査)
A.通町筋・桜町地区	台数	17,643	17,400
	箇所数	651	730
B.新町・古町地区	台数	3,260	3,250
	箇所数	281	290
C.新町・古町地区	台数	3,960	5,050
	箇所数	405	480
D.熊本駅周辺地区	台数	5,355	7,000
	箇所数	392	400
合計	台数	30,218	32,700
	箇所数	1,729	1,900

利用形態（時間貸・月極等・店舗等）} に分類・分析予定
構造（立体・平面）

【分布状況調査対象地区】



■ 駐車場整備地区内の路外駐車場台数

	計画策定期 (R3)		速報値	将来 (R12) 目標台数
	整備台数	必要台数		
駐車場整備地区	19,390	17,078	20,000	16,300 (-3,100)

- ・駐車場台数が増加している可能性が高い。
- ・今後、エリア毎に分析を行っていく。

< -3,100台の内訳> ①-2,312台、②+③-788台

①現在の駐車場需要（稼働率）に必要な台数

⇒ 今後実施予定の利用実態調査を基に要因等を分析

②駐車場施策等による公共交通転換（自動車交通の減少）

⇒ 自動車利用が増大し、公共交通利用が進んでいない。

③人口減少等による自動車交通の自然現象

⇒ 約0.3%減 ※R3.4.1(737,788人) → R7.4.1(735,509人)

4. その他報告

- ① 分布状況調査速報値（9月末時点）
- ② 標準条例の改正について

4. その他報告（標準条例改正について）

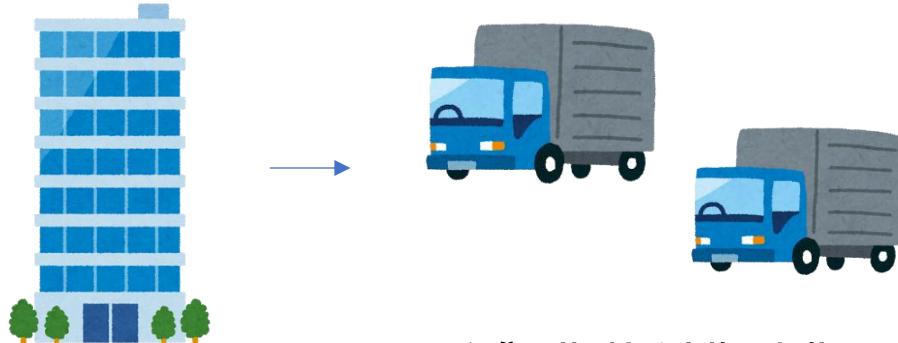
国土交通省は、近年の共同住宅への配送需要の増加等に伴う荷さばき駐車施設の不足解消や車種毎の駐車施設の需給の偏り解消、車両の大型化等に対応するため、地方公共団体が駐車場法に基づき定める条例の参考である「標準駐車場条例」を改正しました。

（1）共同住宅への荷さばき駐車施設附置義務の追加

改正内容（第25条の2、第26条の2、第29条第4項等）

共同住宅への配送需要の増加、物流 2024 年問題への対応として、一定規模（2000m²以上、50戸等）以上の共同住宅に対して戸数に応じて（100戸あたり 1 台等）荷さばき駐車施設を設置。

例：共同住宅が200戸の場合



熊本市の現行条例（第3条の2）

特定用途のうち、百貨店その他の店舗又は事務所の用途に供する部分の面積が3000m²を超える建築物は下記面積ごとに1台附置。

- (1) 百貨店その他の店舗 3000m²
- (2) 事務所 8000m²

対応案

- ・熊本市においても共同住宅において荷捌き駐車場が不足していることが問題になっているかどうか調査を行う。（アンケート、ヒアリング調査等）

⇒条例改正が必要かどうかを確認

【改正を行う場合】

- 標準条例に合わせて市条例の規定を変更及び追加
- ※特定用途に共同住宅を追加
- ※普通車の附置に対しては過剰供給とならないよう、現行条例のとおり（3000m²を超える場合に900m²ごとに 1 台）の附置とする。
- ※荷捌き駐車場の附置に対しては共同住宅を対象用途に追加し、附置義務を適用する。

4. その他報告（標準条例改正について）

（2）公共交通利用促進措置による附置義務の緩和規定の追加

第30条の5 交通施策と連携した場合の附置義務の緩和により駐車場供給の適切化。

対応済 市条例に標準条例と同様の規定有り。

（3）既存の附置義務駐車施設の振替・緩和に係る規定の追加

第32条の2 車両規格の多様化への対応や自動二輪車等の多様な車種の駐車施設の確保。

一般公用の乗用車駐車場



車椅子利用者用駐車場



自動二輪車駐輪場



荷捌き駐車場



電気自動車充電器



対応案 今年度実施予定の利用実態調査により乗用車の需給状況を把握。

【改正を行う場合】標準条例に合わせて、市条例に規定を追加。

（4）既存の附置義務駐車施設の廃止時の届出に係る規定の追加

第31条の2 施設の廃止に伴い廃止された附置義務駐車施設の把握。

対応案 【改正を行う場合】標準条例に合わせて、市条例に規定を追加。

（5）荷さばきのための駐車施設の車高に係る基準の変更

第29条第3項 車両の大型化への対応として、はり下高さを原則3.0m → 3.2mとする。

対応案 【改正を行う場合】標準条例に合わせて、市条例の基準を変更。 ※有効高3m → 3.2m

（6）車椅子使用者駐車施設の車高に係る基準の追加及び規模の変更

第29条第2項 駐車台数に応じた基準に見直すとともに、車高を2.3mとする。

対応案 【改正を行う場合】標準条例に合わせて、市条例の基準を変更。 ※1台以上 → 200台までは2%等、高さ規定無→有効高2.3m

（7）集約駐車場への隔地に係る規定の追加

第30条第1項 附置義務駐車施設の集約を可能にする規定を導入。

対応済 市条例に標準条例と同様の規定有り。

5. 今後のスケジュール

5. 今後のスケジュール

R7年度スケジュール（予定）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
各協会へのヒアリング、アンケート			調査済									
【業務委託】 駐車場の分布状況調査						調査済	速報値			駐車料金、障がい者用駐車場の分布、 安全性に課題のある駐車場の割合、 平面駐車場からの建替え件数等を調査		
【業務委託】 駐車場の利用実態調査			業務委託準備 (入札・契約等)						実施予定	11月のうち2日間実施 ※令和元年度調査と比較		
届出台数等確認						確認済		随時更新				
荷捌きに関するアンケート調査、 カメラ調査、県警協議							検討中		実施予定			
利用者アンケート							検討中		実施予定			
委員会							第10回 委員会					(予定) 第11回 委員会

第11回委員会

- 下半期実施予定の調査結果を基に分析等を行い、事業進捗評価を審議する。
- 指標や施策の見直し等、計画変更の骨子案の提示、議論を行う。